

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年4月15日（金）、第19回の委員会が開かれました。

## 1 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）

- ・二之湯国務大臣、小林デジタル副大臣、田畑総務副大臣、細田経済産業副大臣、加田法務大臣政務官、木村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君（共産）及び大石あきこ君（れ新）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
- ・工藤彰三君外5名（自民、立民、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、山岸一生君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）  
（質疑者）金子俊平君（自民）、河西宏一君（公明）、山岸一生君（立民）、森田俊和君（立民）、阿部司君（維新）、足立康史君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 金子俊平君（自民）

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）

- ア 電動キックボードに走行音を大きくする装置及びスピードメーターを設置する必要性
- イ 電動キックボードの歩道通行を認める国が少ない中、日本で特例特定小型原動機付自転車の歩道通行を認めることとした理由
- ウ 販売事業者及びシェアリング事業者による利用者への交通安全教育の実施を努力義務とした理由
- エ 積載装置等を追加することが認められるかの確認
- オ 電動キックボードの生産シェアの状況及び国内メーカーの育成に向けた取組
- カ 特定小型原動機付自転車に相当する既存の電動キックボードに関する税制

### 河西宏一君（公明）

（1） マイナンバーカードと運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化

- ア マイナポイント事業によるマイナンバーカードの普及効果
- イ 一体化した場合に免許情報記録の更新手数料を軽減する必要性
- ウ デジタル社会推進の政策目的が行政コストの縮減であることの確認

（2） 自転車のヘルメット着用の努力義務

- ア 全ての自転車乗用者に対してヘルメットの着用を努力義務とした立法事実
- イ 子供に対してヘルメットの着用を義務付ける必要性
- ウ 若者や子育て世代を中心に自転車に関する交通安全教育の機会を確保・拡充する必要性
- エ 啓発の一環として自転車乗車中の警察官が積極的にヘルメットを着用する必要性

### 山岸一生君（立民）

（1） 本法律案の趣旨説明の原稿に誤りがあったことの確認

（2） 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）

- ア 電動キックボードの普及促進を図る当初の目的に高齢者の移手段の確保が含まれていること

## 確認

- イ 産業競争力強化法に基づき行われている実証実験における高齢者層の利用割合
  - ウ 特定小型原動機付自転車について運転免許を不要とした根拠
  - エ 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書において、電動キックボードの運転行動について運転免許の保有者と非保有者との間で全体的に大きな差がないとした分析の妥当性
  - オ 特定小型原動機付自転車の最高速度を 20km/h、例外的に歩道を通行する場合の最高速度を 6 km/h とした理由
  - カ 幹線道路の車道を通行する場合でも最高速度を 20km/h とすることの危険性
  - キ 歩道では手押しで通行するよう推奨する必要性
  - ク 運転が禁止されている 16 歳未満であると疑われる者に対する取締りの方法
- (3) 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）
- ア 自動配送ロボットの緊急停止スイッチを操作することができる者
  - イ 警察官及び交通巡視員以外の第三者が同スイッチを操作した場合の取扱い
  - ウ 緊急停止後の再起動の方法
- (4) 通学路の安全確保
- ア 通学路における合同点検の調査方法が地方自治体によって異なり、データの精度が低い可能性
  - イ ビッグデータを活用して通学路等の安全確保につなげる必要性

## 森田俊和君（立民）

- (1) ひき逃げ事件
- ア 直近の死亡又は重傷の件数、そのうち未解決の件数
  - イ 危険運転が疑われる事案の有無
  - ウ 捜査中に適用する罪名を変更できる理由
  - エ 運転者が現場から立ち去っていれば危険運転致死傷罪として捜査を行う必要性
  - オ ひき逃げを危険運転に位置付ける必要性
  - カ 時効を撤廃する必要性
- (2) 特定自動運行
- ア 自動運行装置の安全点検の方法
  - イ 事業者だけでなく、個人が運行主体として想定されているかの確認
  - ウ 特定自動運行主任者の義務
- (3) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）
- ア 特例特定小型原動機付自転車との区別の方法
  - イ 既存の原動機付自転車との区別の方法
  - ウ 安全教育の必要性
  - エ ヘルメットの着用義務化及び免許制導入に関する二之湯国務大臣の見解

## 阿部司君（維新）

- (1) 特定自動運行に係る許可制度
- ア 運転者の存在を前提とする道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）と今回の法改正との整合性
  - イ 自動運転の実現に向けた環境整備に関する関係省庁間の連携及び調整役となる省庁の必要性
  - ウ 都道府県公安委員会が特定自動運行の許可に際して意見聴取する相手方及び方法並びに市町村の長等の同意を条件とする必要性
  - エ 自動運転分野における国際ルール整備及び標準化に関する主導権確保に向けた取組方針

- (2) 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備
  - ア 今後の電動キックボードの普及見込み及び駐車スペースの整備方針
  - イ 電動キックボードのナンバープレートの小型化
  - ウ 自転車レーン整備の現状及び今後の整備方針
  - エ 国民に分かりやすい名称区分によるルール周知の必要性

#### 足立康史君（維新）

- (1) 石油元売企業が最高益を上げている理由
- (2) 「当分の間税率」
  - ア 具体的な期限を定めない特例の税率である「当分の間税率」を規定している国税の数
  - イ 「当分の間税率」を規定しているのは揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税のみであることの確認
  - ウ 「当分の間税率」を廃止するとともに燃料課税の在り方を抜本的に見直す必要性
- (3) 経済対策を脱炭素戦略の中で議論する必要性

#### 浅野哲君（国民）

特定自動運行に係る許可制度

- ア 許可制とすることにより事業者の参入市場を狭める懸念
- イ 特定自動運行計画の変更が届出で足りる軽微な変更の基準を明確に示す必要性
- ウ 都道府県公安委員会が特定自動運行の許可に際して運行経路が含まれる市町村の長に意見聴取しなければならない理由及び目的並びに意見内容の法的効力

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案の要綱や趣旨説明に誤りがあったことに対する二之湯国務大臣の認識
- (2) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）
  - ア 自転車と同様の交通ルールとすることで道路交通安全対策の後退につながる懸念
  - イ 歩道において車両の通行を原則認めるべきではないとしている理由
  - ウ 自転車は原則車道通行であることに対する警察庁の説明内容
  - エ 過去5年間の自転車対歩行者の事故のうち歩行者が死亡又は重症となった件数及び同事故が歩道で発生している割合
  - オ 現行制度における免許試験及び講習の内容
  - カ 外国人による利用拡大のために免許保有義務の緩和要望が事業者から出されたかの確認
  - キ 販売者やシェアリング事業者に課される交通安全教育が努力義務となることでこれまでと同等の安全が確保できるかの確認
  - ク インターネット販売時における購入者に対する交通安全教育の実施方法
  - ケ 個人間売買時における交通安全教育の実施方法
  - コ ヘルメットの着用義務の任意化を求めた事業者からの要望の趣旨
- (3) 特定自動運行中に無人であった場合における事故時の人命救助対策及び高速道路上でのトラブルの際の後続車等への周知方法

#### 緒方林太郎君（有志）

- (1) 本法律案と公職選挙法との関係性

- ア 特定自動運行の自動車及び特定小型原動機付自転車が公職選挙法における「選挙運動のために使用される自動車」に該当するかの確認
  - イ 特定小型原動機付自転車に看板やのぼりを付けることの可否
  - ウ イの場合における道路交通法上の問題点
- (2) 特定自動運行に係る許可制度
- ア 実施を想定している地域数
  - イ 自賠責保険の加入のみで特定自動運行が可能となることへの懸念
- (3) 自動車事故による被害者への補償の在り方
- ア 任意保険への加入の推奨により被害者を減らしていく必要性
  - イ 自賠責保険と任意保険の一元化により無保険車が増加する理由

**大石あきこ君（れ新）**

遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）

- ア 酒気帯び、居眠り、過労などの状態で遠隔操作を行った場合に適用される法令
- イ 人に対する死傷や物損を起こした場合に適用される法令
- ウ 暴走した場合においても人や物に危害が生じない限り法的責任を問われない可能性